

2016年3月18日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行弘 様

永代ハウス株式会社

「工事請負契約に関する再度の申し入れ」の回答について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2016年2月24日付で、貴機構から受領しました「工事請負契約に関する再度の申し入れ」に対し、検討した結果、下記のとおり、工事請負契約書の契約条項を変更することになりましたので回答申し上げます。

敬具

記

【変更の内容】

本件契約書第11条4項

(是正後)

4. 甲が自己の都合により契約を解除した場合には、乙は甲に対し、解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額に加えて、乙に生じた営業経費等の損害額を請求できるものとします。また、乙において甲のために支出した立替金があるときは、乙は甲に対し、その賠償を請求できるものとする。甲が乙に着手金又は手付金を差し入れた場合は、当該違約金及び費用と対等額にて相殺し、精算を行うものとする。

(再是正後)

4. 甲が自己の都合により契約を解除した場合には、乙は甲に対し、解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額等の解除による乙の損害額を請求できるものとします。また、乙において甲のために支出した立替金があるときは、乙は甲に対し、その賠償を請求できるものとする。甲が乙に着手金又は手付金を差し入れた場合は、当該違約金及び費用と対等額にて相殺し、精算を行うものとする。

以上